企業におけるワーク・ライフ・バランスの進め方

ワーク・ライフ・バランスは、以下の手順で導入・推進されることをお勧めします。

導 入 STEP 1

ワーク・ライフ・バランス関連情報収集

ワーク・ライフ・バランスに関する基礎知識や情報(例えば本誌)を収集しましょう。

STEP 2

労務管理担当者による現状の調査分析

厚生労働省のアンケート調査【快適職場調査、MIRROR(メンタルヘルス改善意識調査表)等】などを活用して現状調査を行いましょう。調査分析結果により、課題や必要性を把握することが重要です。

STEP 3

経営幹部層による目的と目標の作成

STEP2の調査分析結果を踏まえて、ワーク・ライフ・バランス導入及び推進の目的と目標を見える化します。

STEP

推進体制の構築と整備

ワーク・ライフ・バランス推進責任者、推進担当者などを選任し、ワーク・ ライフ・バランス推進会議等を設置します。

STEP 5

推進計画の作成

短期・中期・長期の計画と目標を決定し、ワーク・ライフ・バランス推進計 画書を作成します。

· ·

推

進

編

STEP
1

ワーク・ライフ・バランス推進ガイダンスの開催

全従業員向けにワーク・ライフ・バランス推進のための説明会を実施します。

推進計画の実行

制度や規程の整備、活動の認知度向上、制度の利用向上、情報収集などを行います。

•

推進計画の検証

実績の分析、従業員満足度調査、職場巡視によるヒアリングなどを行います。

_

推進計画の必要に応じた改善や変更

施策の修正、計画の修正などを行います。

上記 STEP 1~4を PDCA サイクルで継続的に推進します。

あなたの会社のワーク・ライフ・バランスの実現



認定制度等のご紹介

ワーク・ライフ・バランス推進に有効な認定制度等をご紹介いたします。(令和元年 12 月現在)

*健康経営優良法人認定制度(経済産業省)



健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

*くるみん認定・プラチナくるみん認定(厚生労働省)



次世代育成支援対策推進法に基づき一定の要件を満たした企業は、申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

*えるぼし認定(厚生労働省)



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する取組の実施状況等が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

*ユースエール認定(厚生労働省)



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業 を厚生労働大臣が認定する制度です。認定企業の情報発信を国が後押しする など、採用活動に役立てることができます。

*社員いきいき!元気な会社宣言(千葉県)



千葉県では、仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む会社を募集し、「"社員いきいき!元気な会社"宣言企業」として登録しています。

* 笑顔いっぱい! フレンドリーオフィス認定(千葉県)



障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている事業所を千葉県が認定する制度です。

* ちば働き方改革共同宣言賛同企業(ちばの魅力ある職場づくり公労使会議*)



働きやすさと働きがいのある雇用環境の実現のためちばの魅力ある職場づく り公労使会議で採択した共同宣言の趣旨に賛同する企業を募集しています。 ※国、県、労使団体及び金融機関等関係者が連携し、働き方改革による仕事と生活の調和等の実現に取り組む会議。

*子育で支援優良事業所認定(船橋商工会議所)



船橋商工会議所では、子育て世代の仕事と家庭の両立支援を推進する事業所 を応援するため、子育て支援優良事業所認定企業を募集しています。

